

本市での児童発達支援センターの 整備手法について

Ⅰ 児童発達支援センターが必要な理由

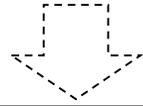
【現状】

①課題を抱えている子どもが増えている。

(障害の重度・複合化、知的・身体障害のほかに発達障害・精神障害の子どもの増加)

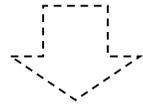
②子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化

(児童虐待の相談対応件数の増加等)

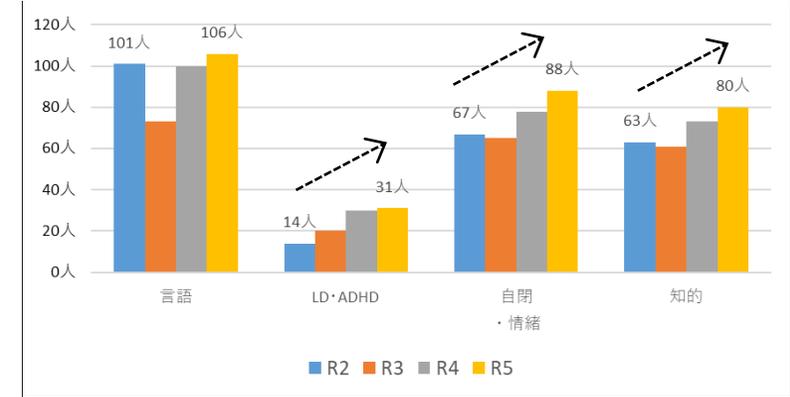


【課題】

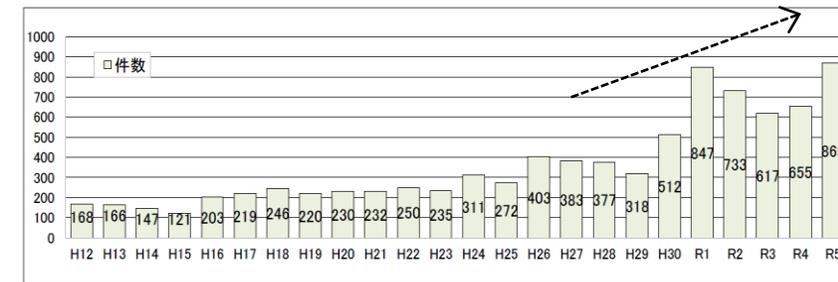
子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が必要



(本市の特別支援学級児童数 推移)



(山形県の虐待件数の推移)



障害児支援の拠点となる施設として「児童発達支援センター」の設置

(国の障害児福祉計画基本指針)

10万人の都市に1か所以上の児童発達支援センターを整備していく計画となっている。

○本市では、第3次鶴岡市障害者保健福祉計画、鶴岡市障害福祉計画において、児童発達支援センター（中核拠点型）の設置を目指すこととしている。

2 児童発達支援センターの機能と整備手法

(1) 児童発達支援センターの機能

児童発達支援センターは、4つの中核機能を担う。

- | | |
|---|---|
| ① 多様な専門職による通所支援機能
多様な専門職による障害児に対しての療育支援機能 | ② 保育所等に対する後方支援機能
地域で障害児を預かる施設に対する訪問支援機能 |
| ③ 地域の障害児支援施設のスーパーバイズ機能
地域の障害児支援施設での支援の質の向上を図る機能 | ④ 障害児とその家族への相談支援機能
必要に応じて適切な支援につなげる相談支援機能 |

(2) 児童発達支援センターの整備手法

児童発達支援センターの整備手法は、中核拠点型と面的整備型の2つがある。

ア 中核拠点型

1つの施設がセンターの4つの中核機能を集約する整備手法

イ 面的整備型

複数の障害児通所施設等がセンターの4つの中核機能を分担する整備手法

○児童発達支援センターは、①多様な専門職による通所支援機能、②保育所等に対する後方支援機能、③地域の障害児支援施設のスーパーバイズ機能、④障害児とその家族への相談支援機能の4つの中核機能を担う。

○児童発達支援センターの整備手法は、1つの施設に4つの中核機能を集約する中核拠点型と複数の障害児通所施設等で4つの中核機能を分担する面的整備型の2つがある。

3 本市での児童発達支援センターの現状と課題

(1) 現在の状況

行政と民間が児童発達支援センターの機能を補完している。

「こども家庭センター」

- ・インクルージョンの推進
- ・保育所等訪問支援の機能



「あおば学園」

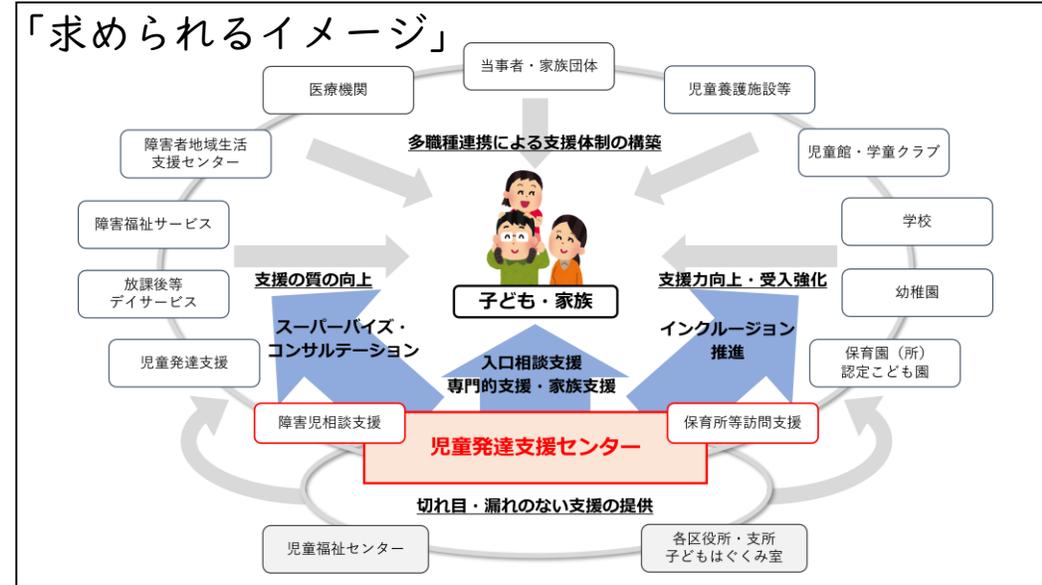
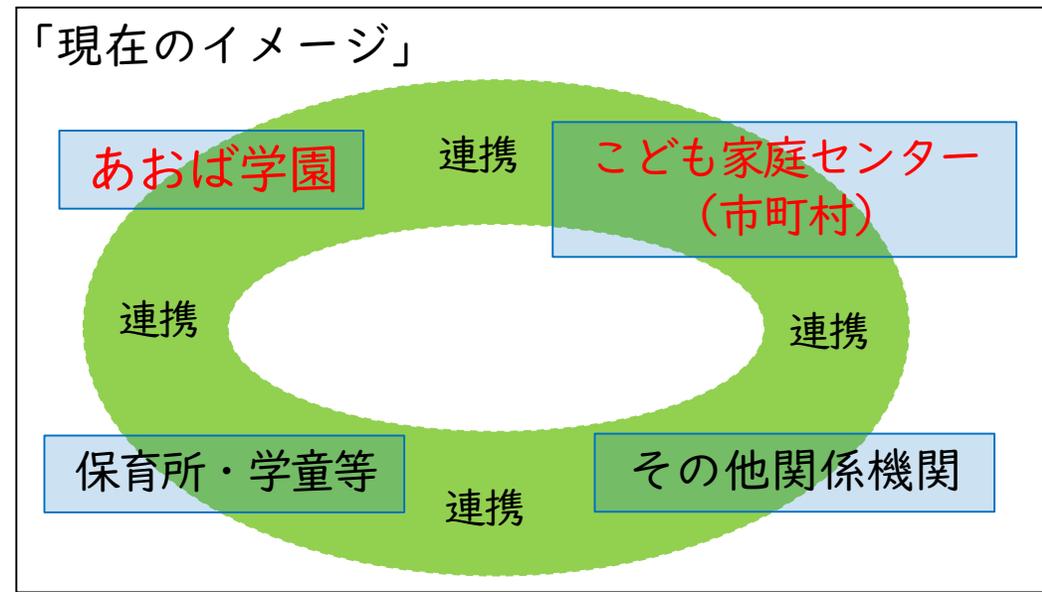
- ・障害児通所支援事業
- ・相談支援事業

(2) 現在の問題

複数の機関が連携して障害児とその家族への支援を行うことによって、障害児とその家族にとって相談窓口や支援機関が分かりにくくなっている。

(3) 課題

障害児支援の拠点となる施設の整備が必要である。



○本市では、行政と民間が児童発達支援センターの機能を補完している。

○障害児支援の拠点となる施設の整備が必要となっている。

4-1 本市の児童発達支援センターの整備形態（方針案①）

（1）中核拠点型での整備

①メリット：障害児とその家族への手厚い支援が可能

1施設で相談支援、通所支援、保育所等への後方支援、地域の障害福祉サービス事業所の質の向上をワンストップで行うことができるため、障害児とその家族は、1施設で職員との関わりを保ちながら、手厚い支援を受けることができる。

②デメリット：規模が大きくなると整備に時間がかかる

専門人材や場所を確保する必要があるため、規模の大きなセンターを整備する場合、整備までの時間がかかる。

（中核拠点型のイメージ）

障害児通所支援
事業所

保育所
学童等

連携

連携

児童発達支援センター
（委託または直営）

連携

連携

市町村

その他関係機関

〔1カ所の児童発達支援センターが中心となって各機関と連携し、4つの中核機能を提供〕

○中核拠点型は、規模の大きい拠点の場合は整備までの時間がかかるものの、障害児とその家族が、必要な支援をワンストップで受けることができる。

4-2 本市の児童発達支援センターの整備形態（方針案②）

（2）面的整備型での整備

① メリット：既存の施設を有効活用できる

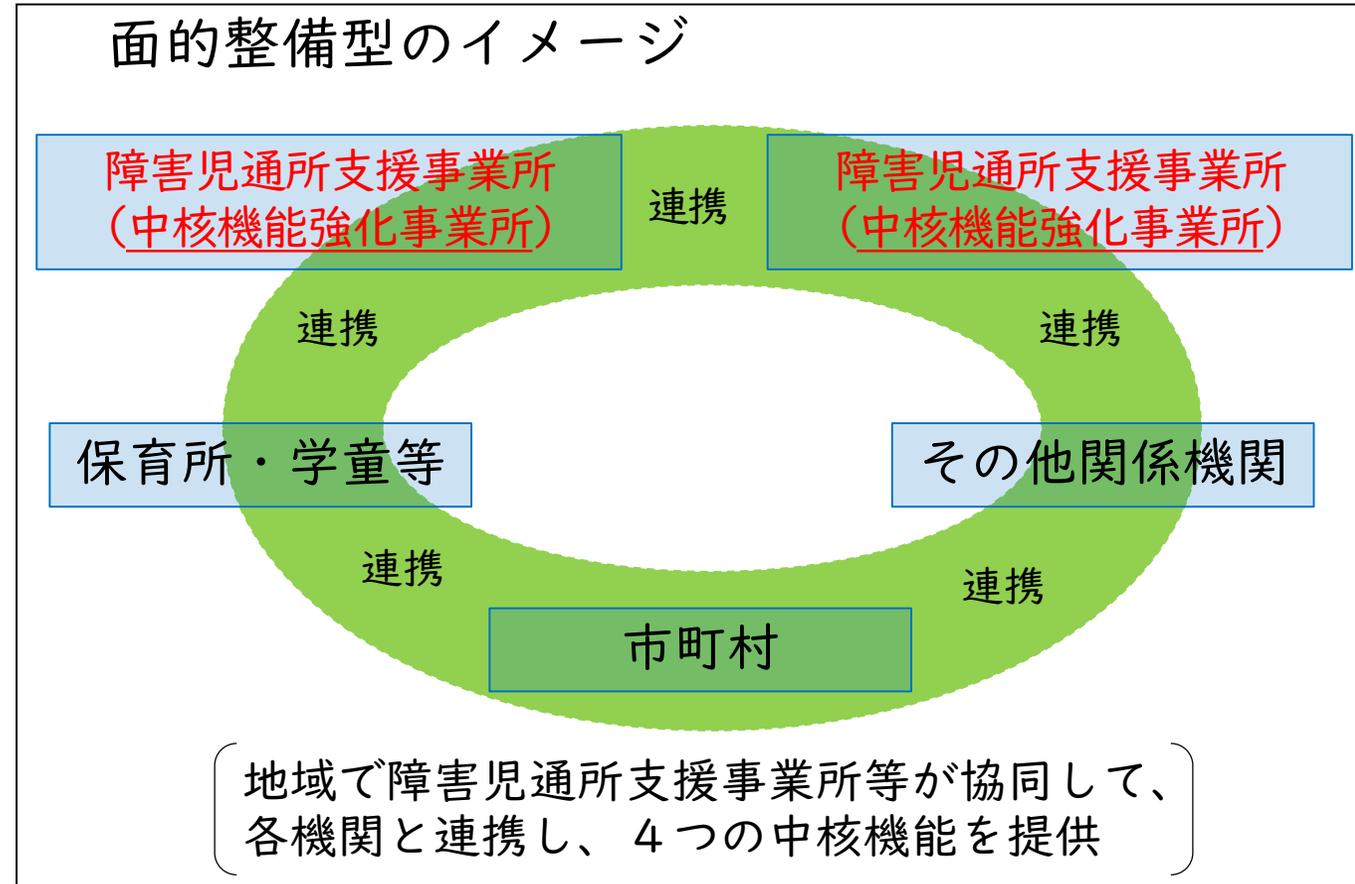
既存の施設で相談支援、通所支援、保育所等への後方支援、地域の障害福祉サービス事業所の質の向上を分担するため、既存の施設を有効活用することができる

② デメリット：必要な支援につなげにくい

障害児とその家族は、複数の施設を利用することになり、相談窓口と支援機関が異なることとなるため、必要な支援につなげるまで時間がかかることが想定される。

※中核機能強化事業所とは

- ・ 既存の障害児通所支援事業所が、児童発達支援センターの4つの中核機能を担う。
- ・ 市町村が選定する。
- ・ 中核機能強化事業所と指定された場合は、報酬で加算される。（利用者負担も増える）



○面的整備型は、地域の既存の障害児通所支援事業がセンター機能を分担することで施設の有効活用が図られるものの、必要な支援につなげるまで時間がかかることが想定される。